公告第 08－086 号
令和８年４月１日

被保険者各位

ＧＬＶ健康保険組合
理事長　石川　雅一
（ 公 印 省 略 ）

ＧＬＶ健康保険組合規程の一部変更について

健診費用等利用規程を一部変更いたしましたので、組合事務取扱規定第 5 条に基づき、お知らせいたします。

記

新

（健診等の種類と利用資格）

第２条　組合が補助する健診等の種類と受診資格は次のとおりとする。なお、健診の受診資格を有する者は健診の種類を選択することができる。

（１）	人間ドック	３５歳以上の被保険者・被扶養配偶者
（２）	生活習慣病予防健診	３５歳以上の被保険者・被扶養配偶者
（３）	基本健診	３０～３４歳の被保険者・被扶養配偶者
（４）	若年健診	３０歳未満の被保険者・被扶養配偶者
（５）	被扶養者健診	４０歳以上の被扶養者
（６）	子宮頸がん検査	女性被保険者・女性被扶養配偶者
（７）	乳がん検査	３５歳以上の女性被保険者・女性被扶養配偶者
（８）	二次検査	一次検査で再検査または精密検査判定となった被保険者・被扶養者

（実施医療機関と検査項目）

第３条　健診を実施する医療機関と検査項目は次のとお

旧

（健診等の種類と利用資格）

第２条　組合が補助する健診等の種類と受診資格は次のとおりとする。なお、健診の受診資格を有する者は健診の種類を選択することができる。

（１）	人間ドック	３５歳以上の被保険者・被扶養配偶者
（２）	生活習慣病予防健診	３５歳以上の被保険者・被扶養配偶者
（３）	基本健診	３０～３４歳の被保険者・被扶養配偶者
（４）	若年健診	３０歳未満の被保険者・被扶養配偶者
（５）	被扶養者健診	４０歳以上の被扶養者
（６）	子宮頸がん検査	女性被保険者・女性被扶養配偶者
（７）	乳がん検査	３５歳以上の女性被保険者・女性被扶養配偶者

（実施医療機関と検査項目）

第３条　健診を実施する医療機関と検査項目は次のとお

りとする。 （１）各種健診については、組合と契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）で受診するものとする。 （２）近隣に契約医療機関がない等のやむを得ない理由がある場合は、契約外の医療機関で受診するものとする。 （３）健診別の検査項目は組合が指定し、組合ホームページに掲載するものとする。 （４）二次検査は契約医療機関以外でも受診可能とする。	りとする。 （１）各種健診については、組合と契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）で受診するものとする。 （２）近隣に契約医療機関がない等のやむを得ない理由がある場合は、契約外の医療機関で受診するものとする。 （３）健診別の検査項目は組合が指定し、組合ホームページに掲載するものとする。
（費用の補助） 第４条　健診等に要する費用の補助額は、別紙１のとおりとする。 ２　自己負担が発生する金額は、インセンティブポイントの利用を認める。 ３　二次検査は原則として健診結果を確認した日から半年以内に受診した場合に費用を負担するものとする。	**（費用の補助）** 第４条　健診等に要する費用の補助額は、別紙１のとおりとする。
（利用手続） 第５条　各種健診を受診しようとする者は、組合ホームページの「健診予約システム」に掲載されている利用手順に従って、申し込むものとする。契約以外の医療機関で受診する者は、「契約外医療機関費用精算書」を組合に提出する。 二次検査を受診する者は「二次検査補助金申請書」と領収証の原本、一次検査の健診結果の写しを組合に提出する。 電子申請の場合は電子申請システムに必要事項を入力し、領収証と健診結果等をアップロードして申請する。	**（利用手続）** 第５条　各種健診を受診しようとする者は、組合ホームページの「健診予約システム」に掲載されている利用手順に従って、申し込むものとする。契約以外の医療機関で受診する者は、「契約外医療機関費用精算書」を組合に提出する。
（実施期間と利用回数） 第６条　各種健診等の実施期間は通年とする。また、二次検査を除いた各種健診等は年度内（４月～翌年３月）１回の利用を限度とする。	**（実施期間と利用回数）** 第６条　各種健診等の実施期間は通年とする。また、年度内（４月～翌年３月）１回の利用を限度とする
附　則 この規程は平成２８年６月１日から施行する。 この規程は平成２９年８月１日から施行する。 この規定は令和８年４月１日から施行する。	**附　則** この規程は平成２８年６月１日から施行する。 この規程は平成２９年８月１日から施行する。

（別紙１）

	健診の種類	対象者	補助額（税込）
（１）	人間ドック	被保険者	費用の全額
		任意継続被保険者	費用から 12,000 円を引いた金額
		被扶養配偶者	費用から 12,000 円を引いた金額
（２）	生活習慣病予防健診	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（３）	基本健診	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（４）	若年健診	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（５）	被扶養者健診	被扶養者	費用の全額
（６）	子宮頸がん検査	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（７）	乳がん検査	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（８）	二次検査	被保険者	費用から 5,000 円を引いた金額
		被扶養配偶者	費用から 5,000 円を引いた金額
		被扶養者	費用から 5,000 円を引いた金額

（別紙１）

	健診の種類	対象者	補助額（税込）
（１）	人間ドック	被保険者	費用の全額
		任意継続被保険者	費用から 12,000 円を引いた金額
		被扶養配偶者	費用から 12,000 円を引いた金額
（２）	生活習慣病予防健診	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（３）	基本健診	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（４）	若年健診	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（５）	被扶養者健診	被扶養者	費用の全額
（６）	子宮頸がん検査	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額
（７）	乳がん検査	被保険者	費用の全額
		被扶養配偶者	費用の全額

以上